

変更事由ごとの提出書類／提出先一覧

No. 1

変更事由	根拠条文	提出書類	提出先	提出期限
商号を変更したとき	法第11条第1項	① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 登記事項証明書	本店所在地を管轄する県庁 (若しくは当該県出先機関)	
営業所に関する事項	a) 名称を変更したとき	法第11条第1項 ① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 登記事項証明書 ※記載事項に変更がない場合は提出不要 ③ 許可申請書の別表 省令様式第1号別表	本店所在地を管轄する県庁 (若しくは当該県出先機関)	
	b) 既存営業所を移転したとき	法第11条第1項 ① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 登記事項証明書 ※記載事項に変更がない場合は提出不要 ③ 許可申請書の別表 省令様式第1号別表 ④ 確認資料 イ) 営業所の写真 [内観・外観・標識掲示部分] ロ) 移転先の所在地案内図 ハ) 建物の所有状況確認資料 [賃貸契約書(写)等]	中国地方整備局 建設部 計画・建設産業課	
	c) 営業業種を変更したとき	法第11条第1項 ① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 登記事項証明書 ※記載事項に変更がない場合は提出不要 ③ 許可申請書の別表 省令様式第1号別表	本店所在地を管轄する県庁 (若しくは当該県出先機関)	
	d) 新設したとき	法第11条第1項 ① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 誓約書 省令様式第6号 ③ 令第3条に規定する使用人の略歴書 省令様式第13号 ④ 専任技術者証明書(新規・変更) 省令様式第8号(1) ～技術検定合格証明書等 [写] を添付すること ⑤ 許可申請書の別表 省令様式第1号別表 ⑥ 登記されていないことの証明書(※1) ⑦ 身分証明書(※1) ⑧ 登記事項証明書 ※記載事項に変更がない場合は提出不要 ⑨ 確認資料 【営業所に関して】 イ) 営業所の写真 [内観・外観・標識掲示部分] ロ) 移転先の所在地案内図 ハ) 建物の所有状況確認資料 [賃貸契約書(写)等] 【令第3条に規定する使用人に関して】 イ) 健康保険被保険者証カード(表面) [写] 等 ロ) 委任状等(契約締結権限等の委任状況確認) 【専任技術者に関して】 ・ 健康保険被保険者証カード(表面) [写] 等 ※ 実務経験者の場合は、実務経験証明書記載の工事のうち、任意の5件についての請負契約書等の写しが必要になります。(特定建設業で「指導監督の実務経験」を要する場合は、あわせて5件分の契約書等可)	中国地方整備局 建設部 計画・建設産業課	30日以内
資本金額を変更したとき	法第11条第1項	① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 登記事項証明書 ③ 株主(出資者)証書 省令様式第14号 ※②及び③は記載事項に変更がない場合は提出不要	本店所在地を管轄する県庁 (若しくは当該県出先機関)	
既役員の氏名が変更となったとき	法第11条第1項	① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 登記事項証明書 ※記載事項に変更がない場合は提出不要 ③ 許可申請書の別表 省令様式第1号別表	本店所在地を管轄する県庁 (若しくは当該県出先機関)	
役員が新たに就任したとき	法第11条第1項	① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 誓約書 省令様式第6号 ③ 許可申請者の略歴書 省令様式第12号 ④ 登記されていないことの証明書 ⑤ 身分証明書 ⑥ 登記事項証明書 ⑦ 許可申請書の別表 省令様式第1号別表	本店所在地を管轄する県庁 (若しくは当該県出先機関)	
廃業したとき	法第12条	① 廃業届(※2) 省令様式第22号の4	本店所在地を管轄する県庁 (若しくは当該県出先機関)	

変更事由ごとの提出書類／提出先一覧

変更事由	根拠条文	提出書類	提出先	提出期限
営業年度が終了したとき	法第11条第2項 ※⑪～⑭については 法第11条第3項	① 届出書面 ガイドライン別紙8 ② 工事経歴書 省令様式第2号 ③ 直前3年の各営業年度における工事施工金額 省令様式第3号 ④ 貸借対照表 省令様式第15号 ⑤ 損益計算書、完成工事原価報告書 省令様式第16号 ⑥ 株主資本等変動計算書 省令様式第17号 ⑦ 注記表 省令様式第17号の2 ⑧ 附属明細表 省令様式第17号の3 ⑨ 営業報告書 ⑩ 納税証明書（法人税納税証明書を提出すること） ※個人については、⑥～⑧を除く。 ⑪ 使用人数 省令様式第4号 ⑫ 省令第3条に規定する使用人の一覧表 省令様式第11号 ⑬ 国家資格者等・監理技術者一覧表（※3） 省令様式第11号の2 ⑭ 定款 （法人のみ） ※⑪～⑭は記載事項に変更がない場合は提出不要	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関）	営業年度終了後4月以内

経営業務の管理責任者に関する事項	現在登録している経営者を 変更するとき	法第11条第4項	① 経営業務の管理責任者証明書 省令様式第7号 ② 登記されていないことの証明書（※1） ③ 身分証明書（※1） ④ 確認資料 イ) 健康保険被保険者証カード（表面）[写]等 ロ) 登記事項証明書 ※ 経験期間中、役員であったことが確認できる範囲のものを提出 ※ 建設業法第7条第1号ロのうち、いわゆる「準ずる地位」の要件として申請される場合は、個別に対応致しますので、届出をされる前に、中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係までご連絡下さい。	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関） 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	2週間以内
	現在登録している経営者の 氏名が変更になったとき	省令第7条の2	① 経営業務の管理責任者証明書 省令様式第7号 ② 戸籍抄本又は住民票の抄本 ③ 確認資料 ・ 健康保険被保険者証カード（表面）[写]等	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関） 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	
	現在登録している経営者が 要件を満たさなくなったとき	法第11条第5項	① 届出書 省令様式第22号の3	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関）	
専任技術者に関する事項	現在登録している専任技術者を 変更するとき	法第11条第4項	① 専任技術者証明書（新規・変更） 省令様式第8号(1) ② 専任技術者たる要件を備えていることが確認できる書面 （実務経験証明書、国家資格の合格証明書等） ③ 確認資料 イ) 健康保険被保険者証カード（表面）[写]等 ロ) 実務経験者の場合は、次の書類 ・ 実務経験者の場合は、実務経験証明書記載の工事のうち、任意の5件についての請負契約書等の写しが必要になります。（特定建設業で「指導監督的実務経験」を要する場合は、あわせて5件分の契約書等可）	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関） 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	
	現在登録している専任技術者の 氏名が変更になったとき	省令第7条の2	① 専任技術者証明書（新規・変更） 省令様式第8号(1) ② 戸籍抄本又は住民票の抄本 ③ 確認資料 ・ 健康保険被保険者証カード（表面）[写]等	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関） 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	
	現在登録している専任技術者が 要件を満たさなくなったとき	法第11条第5項	① 届出書 省令様式第22号の3	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関）	
令第3条に規定する使用人を 変更するとき	省令第8条	① 変更届出書 省令様式第22号の2 ② 誓約書 省令様式第6号 ③ 令第3条に規定する使用人の略歴書 省令様式第13号 ④ 登記されていないことの証明書（※1） ⑤ 身分証明書（※1） ⑥ 確認資料 ・ 健康保険被保険者証カード（表面）[写]等 ・ 委任状等（契約締結権限等の委任状況確認）	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関） 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課		
欠格要件に該当したとき	法第11条第5項	① 届出書 省令様式第22号の3	本店所在地を管轄する県庁 （若しくは当該県出先機関）		

(※1) 登記されていないことの証明書及び身分証明書の提出について

登記されていないことの証明書及び身分証明書は、**新たに**役員又は令第3条に規定する使用人に就く場合に提出が必要となります。

既に役員又は令第3条に規定する使用人である者が、役員内で役職を変更したり、他の営業所の令第3条に規定する使用人に配置換えになるなど、役員又は令第3条に規定する使用人の中で役職等を変更するだけの場合は、提出は不要です。

(※2) 廃業届の届出を行うべき者について

廃業届の届出を行うべき者については、次のとおりです。

- 許可に係る建設業者が死亡したとき 相続人
- 法人が合併により消滅したとき 消滅会社たる法人の役員であった者
- 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- 法人が合併又は破産以外の事由で解散したとき 清算人
- 許可を受けた建設業を廃止したとき 当該許可に係る建設業者であった個人（法人の場合は役員）

(※3) 国家資格者等・監理技術者一覧表の提出について

国家資格者等・監理技術者一覧表については、変更があった場合に毎事業年度経過後4ヵ月以内に提出いただくことになっておりますが、建設業許可の審査を行う上で、当該登録情報を最新の情報にしておく必要があることから、**変更があった場合は早めに提出**をお願い致します。